

訪問看護・介護予防訪問看護自主点検表

記入年月日	年 月 日	(令和5年度版)
法人名		
介護保険事業所番号		訪問看護・介護予防訪問看護
事業所名称		
記入担当者		

□ 自主点検表記載に当たっての留意事項

- ・各項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」、該当しないものは「非該当」にチェックしてください。
- ・内容欄の記入すべき箇所については、できる限り具体的に記入してください。

第1 基本方針

項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
1 基本方針 64条	指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものであるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
【介護予防】 64条	指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3

第2 人員に関する基準

項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄												
1. 看護師等の員数 65条 年 月 のサービス提供を行った従業 者の資格別人数について、確 認する。 【介護予防も含む】 65条	<p>イ 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所の場合 看護職員は常勤換算方式で、2.5以上か。（下記のEが2.5以上か。） 看護職員のうち1名は常勤か。</p> <p>A 常勤の看護職員の数 ( 人) B 非常勤の看護職員の数4週における勤務時間数の合計 ( H) C 常勤者が勤務すべき時間※ ( H/4週) D B÷C= ( 人) E 常勤換算後の人数 A+D= ( 人)</p> <p>※常勤者が勤務すべき時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約） もので、32時間を下回る場合は32時間を基本とする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格 \ 勤務形態</th> <th>常勤 (人)</th> <th>非常勤 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>准看護師</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資格 \ 勤務形態	常勤 (人)	非常勤 (人)	保健師			看護師			准看護師			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
資格 \ 勤務形態	常勤 (人)	非常勤 (人)															
保健師																	
看護師																	
准看護師																	
	<p>理学療法士、作業療法士、及び言語聴覚士については実情に応じて適当数を配置すること。（配置しないことも可能）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格 \ 勤務形態</th> <th>常勤 (人)</th> <th>非常勤 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理学療法士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業療法士</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資格 \ 勤務形態	常勤 (人)	非常勤 (人)	理学療法士			作業療法士			言語聴覚士			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
資格 \ 勤務形態	常勤 (人)	非常勤 (人)															
理学療法士																	
作業療法士																	
言語聴覚士																	
	<p>□ 病院又は診療所である事業所の場合 看護職員を適当数置いているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3												

項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
3 管理者 66条 【介護予防も含む】 66条	(1) 常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。  兼務である場合は、次のとおりであるか。 イ 当該指定訪問看護ステーションの看護職員としての職務に従事する場合 ロ 健康保険法による指定の管理者又は看護職員としての職務に従事する場合 ハ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合  ※兼務する場合、当該事業所の管理業務に支障がないこと。  ※ハの場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される入所施設における看護業務との兼務は、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。  (兼務先の事業所名： ) (兼務する職種名： )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 保健師又は看護師の資格を有するか。  ※保健師助産師看護師法第14条第3項による業務停止期間終了後2年を経過しない者を除く。  ※長期間の傷病・出張等緊急やむを得ない理由がある場合は、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意の有無及び過去の経歴等を勘案し管理者にふさわしいと指定権者が認めたものであれば保健師及び看護師以外の者でも可。ただし、この場合も可能な限り速やかに有資格者の確保に努めなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有しているか。  ※医療機関における看護、訪問看護又は老人保健法第19条の訪問指導（療養上の保健指導）に従事した経験のある者であるか。  ※管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(4) 管理者の変更があった場合、遅滞なく変更届の提出を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3

第3 設備に関する基準

項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
1 専用区画 67条 【介護予防も含む】 67条	(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。また、事務室については利用申込の受付・相談等に対応できる適切なスペースを確保しているか。  ・事務室…従業者数に見合った机・いす等が収容できるスペースが確保されていること。 ※他の事業と共有している場合は、それぞれの事業所ごとに明確に区分されていること。  ・相談室…利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保されていること。また、遮へい物の設置（壁、パーティションによるもののほか、つい立や家具等によるものも可）により、相談内容が漏洩しないように配慮されたものであること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 専用区画に変更があった場合、遅滞なく変更届の提出を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
2 設備及び備品等 67条2項 【介護予防も含む】 67条2項	手指を洗浄するための設備等を備えるなど、感染症予防に必要な対策を行っているか。設備及び備品等について、衛生的な管理を行うための措置を行っているか。  ※利用者にかかる各種記録類等を保管するものにあつては、個人情報の漏洩防止の観点から配慮されたものになっているか。（扉がガラスでないもの、施錠可能なものほか）  ※訪問に際して携帯するもの（ガーゼ等の衛生材料、消毒薬、ティスパーザブルの手袋など）  ※手指を洗浄するための設備等、感染症予防のための設備、備品（洗面、消毒薬など）。  ※他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合、設備・備品等については、他の事業所、施設等に備え付けられたものを使用することができる。  ※病院又は診療所である事業所の場合、設備・備品等については、当該医療機関に備え付けられたものを使用することができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3

項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
<b>第4 運営に関する基準</b>					
<b>1 内容及び手続の説明及び同意</b> 9条準用 【介護予防も含む】 51条の2準用	(1) 事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。  (2) 重要事項説明書には、次の事項が記載されているか。  □ 運営規程の概要（「24 運営規程」参照） □ 看護師等の勤務体制 □ 事故発生時の対応 □ 苦情処理の体制 □ その他運営に関する重要事項 □ 身体的拘束等の原則禁止 □ 虐待防止に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>2 提供拒否の禁止</b> 10条準用 【介護予防も含む】 51条の3準用	事業者は、正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒んではないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>3 サービス提供困難時の対応</b> 68条 【介護予防も含む】 68条	前項の正当な理由により、適切な訪問看護を提供することが困難な場合は主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>4 受給資格等の確認</b> 12条準用 【介護予防も含む】 51条の5準用	(1) 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供を行うに際し、その意見を考慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>5 要介護認定の申請に係る援助</b> 13条準用 【介護予防も含む】 51条の6準用	(1) 事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>6 心身の状況等の把握</b> 14条準用 【介護予防も含む】 51条の7準用	事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<b>7 居宅介護支援事業者等との連携</b> 69条 【介護予防も含む】 69条	(1) 指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。  (2) 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>8 法定代理受領サービスを受けるための援助</b> 16条準用 【介護予防も含む】 51条の9準用	利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</b> 17条準用 【介護予防も含む】 51条の10準用	居宅サービス計画が作成されている場合には、居宅サービス計画に沿ったサービス提供をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>10 居宅サービス計画等の変更の援助</b> 18条準用 【介護予防も含む】 51条の11準用	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助（支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明など）を行っているか。  ※利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も同様の取扱いとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>11 身分を証する書類の携行</b> 19条準用 【介護予防も含む】 51条の12準用	従業者に身分証明証や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族からの申し出により提示するよう指導しているか。  ※身分証明証や名札等には、事業所の名称、従業者の氏名を記載すること。写真、職能も載せることが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<b>12 サービスの提供の記録</b> 20条準用 【介護予防も含む】 51条の13準用	(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面（サービス利用票等）に記載しているか。  (2) サービスを提供した際には、提供した具体的な内容等を記録しているか。  【記録する内容】 ・ サービス提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	内容	適	不適	非該当	行政確認欄
	(3) 利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(4) 利用者に対するサービス提供に関する諸記録を（利用者ごとに記録簿を作成して）整備し、その完了の日から5年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>13 利用料等の受領</b> 70条 【介護予防も含む】 70条	(1) 利用者負担として、利用者の負担割合に応じた額の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない訪問看護を提供した場合の利用料と居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。  ※そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問看護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。 イ 利用者には当該事業が指定訪問看護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問看護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ハ 会計が指定訪問看護の事業の会計と区分されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 通常の事業の実施地域内でサービス提供を行う場合、交通費の支払を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(4) 利用者の選定により通常の事業の実施地域外でサービス提供を行う場合、それに要した交通費（移動に要する実費）の額以外の支払を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(5) 利用者の選定により通常の事業の実施地域外でサービス提供を行う場合、それに要した交通費の支払いについて、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>14 保険給付の請求のための証明書の交付</b> 22条準用 【介護予防も含む】 52条の2準用	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>15 領収証の交付</b> 【介護予防も含む】	(1) 利用料等の支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 領収証には、保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用についてはさらに個別の費用ごとに区分して記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 保険給付対象額のうち、医療費控除の対象となる額を明示して記載しているか。  ※平成18年12月1日厚生労働省事務連絡「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」参照	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>16 指定訪問看護の基本取扱方針</b> 71条 【介護予防も含む】 76条	(1) 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われているか。指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。  ※当自主点検表を用いる等して、定期的に質の評価を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>【介護予防のみの基準】</b>	(1) 指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、常にサービスの提供に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>17 具体的取扱方針</b> 72条 【介護予防も含む】 77条	(1) 主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切にサービスの提供を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 懇切丁寧なサービスの提供を心がけるとともに、療養上必要な事項を利用者又はその家族に理解しやすいように指導又は説明しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって指定訪問看護の提供を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(4) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(5) 医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護を行っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3

項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
18 主治の医師との関係 73条 【介護予防も含む】 78条	(1) 管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 訪問看護の提供開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護の提供に当たっては主治の医師との密接な連携を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(4) 主治医に提出する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を書面又は電子的な方法で提出しているか。 ただし、電子的方法による場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守のうえ安全な通信環境を確保し、厚生労働省の定める電子署名を施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
19 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 74条 【介護予防も含む】 77条	(1) 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望及び心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 介護予防訪問看護計画書に関しては、上記に加え、サービスの提供を行う期間を記載し、主治の医師に提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 訪問看護計画書は居宅サービス計画に沿った内容となっているか。また必要に応じて変更しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(4) 訪問看護計画書は、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容及び理学療法士等による訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を説明しているか。  ※口頭により説明する場合には、同意を得た旨を記録等に残す必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(5) 利用者又はその家族に理解しやすい方法で説明を行い、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(6) 作成後は訪問看護計画書を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(7) 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(8) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員（准看護師を除く。）と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成しているか。 具体的には、訪問看護計画書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するものも含め訪問看護の内容を一体的に記載するとともに、訪問看護報告書には訪問日や主な内容を記載することに加え、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した指定訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(9) 当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問看護計画書の提供の求めがあった際には、当該訪問看護計画書を提供することに協力しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(10) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、整備し、その完了の日から5年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
【介護予防のみの基準】	(1) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者へ報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
20 同居家族に対する訪問看護の禁止 75条 【介護予防も含む】 71条	看護師等に、その同居の家族である利用者に対する訪問看護の提供を行わせていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
21 利用者に関する市への通知 27条準用 【介護予防も含む】 52条の3準用	(1) 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ①正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。  ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 通知の記録を整備し、その完了の日から5年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
22 緊急時等の対応 76条 【介護予防も含む】 72条	サービス提供中に、利用者の病状急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い、指示を求める等の適切な措置をとっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
23 管理者の責務 56条準用 【介護予防も含む】 54条準用	(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3

項目	内容	適	不適	非該当	行政確認欄
	(2) 管理者は、当該事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
24 運営規程 77条 【介護予防も含む】 73条	<p>事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営方針</li> <li><input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li><input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間（サービス提供時間）</li> <li><input type="checkbox"/> 指定訪問看護の内容及び利用料その他費用の額</li> <li><input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法</li> <li><input type="checkbox"/> 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li><input type="checkbox"/> 身体的拘束等の原則禁止</li> <li><input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項</li> </ul> <p>※従業者の員数は「〇人以上」と記載することも差し支えない。</p> <p>※「利用料その他の費用の額」に関する「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問看護に係る利用料（負担割合に応じた額）及び法定代理受領サービスでない指定訪問看護の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること。</p> <p>※通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。</p> <p>※虐待の防止のための措置に関する事項は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
25 勤務体制の確保等 32条準用 【介護予防も含む】 73条の2	<p>(1) 指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう、指定訪問看護事業所ごとに看護師等の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定訪問看護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>※看護師等は労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く）であってはならない。</p> <p>(3) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、当該事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供しているか。</p> <p>※「当該事業所の看護師等」とは、雇用契約その他契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある看護師等を指す。</p> <p>(4) 看護師等の資質向上のため、研修の機会を計画的に確保しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 研修年間計画策定（有・無）</li> <li><input type="checkbox"/> 研修機会の確保</li> <li><input type="checkbox"/> 事故対応 : (研修年月日: 年 月 日)</li> <li><input type="checkbox"/> 苦情処理 : (研修年月日: 年 月 日)</li> <li><input type="checkbox"/> 衛生管理 : (研修年月日: 年 月 日)</li> <li><input type="checkbox"/> 高齢者虐待防止 : (研修年月日: 年 月 日)</li> <li><input type="checkbox"/> 身体的拘束等の原則禁止 : (研修年月日: 年 月 日)</li> <li><input type="checkbox"/> 研修記録</li> <li><input type="checkbox"/> 欠席者への対応・情報共有方法 ( )</li> </ul> <p>(5) 適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>※セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる。</p> <p>※事業主は、特に次の内容を留意しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場におけるハラスメントの内容及び職場の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</li> <li>・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</li> </ul> <p>※介護現場では、特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、事業者が必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメントマニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
26 業務継続計画の策定等 32条の2準用 【介護予防も含む】 55条の2の2準用	<p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3

(令和6年3月31日までの経過措置)

項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
置あり)	<p>(2) 業務継続計画には、以下の項目等を記載しているか。          なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p><input type="checkbox"/> イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p><input type="checkbox"/> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p><input type="checkbox"/> b 初動対応</p> <p><input type="checkbox"/> c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p><input type="checkbox"/> ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p><input type="checkbox"/> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p><input type="checkbox"/> b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p><input type="checkbox"/> c 他施設及び地域との連携</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(4) 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行っているか。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録しているか。 なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(5) 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施しているか。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(6) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
27 衛生管理等 33条準用 【介護予防も含む】 55条の3準用	(1) 看護師等の清潔保持、健康状態の管理を行い、設備及び備品等の衛生的な管理に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 事業者は看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 感染症対策についてマニュアルを作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
感染症の予防及びまん延 防止のための措置 (令和6年3月31日までの経過措置あり)	(1) 事業者は、指定訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 一 当該指定訪問看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図っているか。 直近開催日（ 年 月 日） ※当該感染対策委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 ※専任の感染対策を担当する者を決めているか。 ※事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、感染対策委員会を定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期を勘案して必要に応じ随時開催しているか。 ※感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営して差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	二 当該指定訪問看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ※当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定しているか。 ※平常時の対策として想定されるのは、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等である。 ※発生時の対応として想定されるのは、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関の連携、行政等への報告等である。 ※発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3

項目	内容	適	不適	非該当	行政確認欄
	三 当該指定訪問看護事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。  ※定期的な教育（年1回以上）を開催しているか。 ※新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。 ※研修の実施内容を記録しているか。 ※感染症発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的に（年1回以上）行っているか。 ※訓練においては、感染症発生時において迅速に対応できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 ※訓練の実施方法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
28 掲示 32条準用 【介護予防も含む】 55条の4準用	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者（看護師等）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 <input type="checkbox"/> その他のサービスの選択に関する重要事項 <input type="checkbox"/> 重要事項説明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができるが、事例はあるか。 <u>（有・無）</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
29 秘密保持等 35条準用 【介護予防も含む】 55条の5準用	(1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 従業者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じているか。  ※従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決めておくなどの措置を講じているか。 ※在職中及び退職後の秘密保持のため、就業規則、雇用契約、労働条件通知書、誓約書等で取り決めが行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) サービス担当学会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。  ※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
30 広告 36条準用 【介護予防も含む】 55条の6準用	事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
31 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 37条準用 【介護予防も含む】 55条の7準用	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
32 苦情処理 38条準用 【介護予防も含む】 55条の8準用	(1) 提供した指定訪問看護に係る苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  ※相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 苦情に係る記録様式を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 苦情があった場合には、苦情の受付日、その内容等を記録しているか。また、記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(4) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(5) 苦情対応についてマニュアルを作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(6) 市又は国保連から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って必要な改善を行っているか。また、改善内容について求めがあった場合には、市又は国保連に報告を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
33 地域との連携等 39条準用 【介護予防も含む】 55条の9準用	(1) 提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めているか。  ※高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問看護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問看護を提供する場合、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
34 事故発生時の対応 40条準用 【介護予防も含む】 55条の10準用	(1) サービス提供時に事故が発生した場合、事故に対応した適切な処置をとるとともに、利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  ※事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 事故対応についてマニュアルを作成しているか。  ※利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 事故・ひやりはっとに係る記録様式を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3



項目	内容	適	不適	非該当	行政確認欄
	(4) 事故が発生した場合は、その状況及び採った処置について記録しているか。また、記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(5) 損害賠償保険に加入しているか。または、賠償資力を有しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(6) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>35 虐待の防止</b> 40条の2準用 【介護予防も含む】 55条の10の2準用  (令和6年3月31日までの経過措置あり)	(1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図っているか。 直近開催日（ 年 月 日）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討しているか。 <input type="checkbox"/> イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること <input type="checkbox"/> ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること <input type="checkbox"/> ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること <input type="checkbox"/> ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること <input type="checkbox"/> ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること <input type="checkbox"/> ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること <input type="checkbox"/> ト への再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(4) 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでいるか。 <input type="checkbox"/> 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 <input type="checkbox"/> 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 <input type="checkbox"/> 成年後見制度の利用支援に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 <input type="checkbox"/> 利用者等に対する当該指針の周知に関する事項 <input type="checkbox"/> その他虐待の防止の推進のために必要な事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(5) 当該指定訪問看護事業所において、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(6) 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(7) (1)から(6)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 担当者（ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(8) 利用する高齢者について、以下に掲げる行為を行っていないか。 <input type="checkbox"/> 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 <input type="checkbox"/> 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 <input type="checkbox"/> 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 <input type="checkbox"/> 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 <input type="checkbox"/> 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>36 会計の区分</b> 41条準用 【介護予防も含む】 55条の11準用	事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問看護事業とその他の事業とに区分して会計処理しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>37 記録の整備</b> 78条 【介護予防も含む】 74条	(1) 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 <input type="checkbox"/> 主治の医師の指示の文書 <input type="checkbox"/> 訪問看護計画 <input type="checkbox"/> 訪問看護報告書 <input type="checkbox"/> 提供した具体的なサービスの内容等の記録 <input type="checkbox"/> 市への通知に係る記録 <input type="checkbox"/> 苦情の内容等の記録 <input type="checkbox"/> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了により一連のサービス提供が終了した日を指すもの。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>38 変更届出の手續</b> 【介護予防も含む】	運営に関する基準について、変更届出提出の該当事項があった場合、速やかに変更届出を豊中市に提出しているか。 ※変更した日から10日以内に提出すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3

第5 業務管理体制の整備

項目	内容	適	不適	非該当	行政確認欄
----	----	---	----	-----	-------

項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
	<p>事業者（法人）において、①～③の区分に応じ、業務管理体制を整備するとともに、当該整備に係る事項を記載した届出書を、所管庁に提出しているか。</p> <p>① 法令遵守責任者の選任 【全ての法人】                      法令遵守責任者の届出（ 済 ・ 未済 ）                      所属・職名（ ）                      氏 名（ ）</p> <p>② 法令遵守規程の整備【事業所(施設)数が20以上の法人のみ】                      ①に加えて、規程の概要の届出（ 済 ・ 未済 ）</p> <p>③ 業務執行の状況の監査の定期的な実施【事業所(施設)数が100以上の法人のみ】                      ①及び②に加えて、監査の方法の概要の届出（ 済 ・ 未済 ）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<p>届出事項に変更があるときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ているか。                      ※事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、届出が必要</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<p>所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ているか。                      ※所管庁（届出先）                      ◎指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の区域に所在する事業者                      ・・・・厚生労働大臣（厚生労働省老健局）                      ◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、かつ2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者                      ・・・・主たる事務所の所在地の都道府県知事                      ◎すべての指定事業所が豊中市内に所在する事業者                      ・・・・豊中市長（長寿社会政策課）                      ◎上記以外の事業者                      ・・・・大阪府知事（福祉部高齢介護室介護事業者課）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3

第6—1 介護給付費関係

項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
1 端数処理 【介護予防も含む】	(1) 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
2 所要時間の取扱い 平成12老企第36号第2の4 (3)	<p>1 訪問看護費</p> <p>イ 指定訪問看護ステーションの場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 313単位</p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 470単位</p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 821単位</p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,125単位</p> <p>(5) 理学療法士等による訪問の場合（1回につき） 293単位</p> <p>※1日3回以上の場合は90/100</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<p>□ 病院又は診療所の場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 265単位</p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 398単位</p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 573単位</p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 842単位</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<p>ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合（1月につき） 2,954単位</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<p>2 介護予防訪問看護費</p> <p>イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 302単位</p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 450単位</p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 792単位</p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,087単位</p> <p>(5) 理学療法士等による訪問の場合（1回につき） 283単位</p> <p>※1日3回以上の場合は50/100</p> <p>※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合は、介護予防訪問看護費から1回につき5単位減算する。なお、入院による中断があり、かつ、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとする。また、本取扱いについては、令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものである。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<p>□ 病院又は診療所の場合</p> <p>(1) 所要時間20分未満の場合 255単位</p> <p>(2) 所要時間30分未満の場合 381単位</p> <p>(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 552単位</p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 812単位</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3	

項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
	<p>(2) 所要時間の算定は、サービス提供に現に要した時間ではなく、計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で行っているか。</p> <p>※訪問看護費・介護予防訪問看護費は「通院が困難な利用者」に対して給付することとされているが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が不可能な者に対して、ケアマネジメントの結果、サービスの提供が必要と判断された場合は算定できる。加えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護については、指定通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合であって、ケアマネジメントの結果、看護職員と理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連携した家屋状況の確認を含めた訪問看護の提供が必要と判断された場合に、訪問看護費を算定できる。「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということである。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<p>(3) 単に長時間の訪問看護を複数回に区分して行うことは適切ではないことから、次のような取扱いとして行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 前回提供した訪問看護から概ね2時間未満の間隔で訪問看護を行う場合（20分未満の訪問看護費を算定する場合及び利用者の状態の変化等により緊急の訪問看護を行う場合を除く。）は、それぞれの所要時間を合算するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 1人の看護職員が訪問看護を行った後に、続いて別の看護職員が訪問看護を行った場合には、当該訪問看護の所要時間を合算することとする。なお、当該訪問看護の提供時間を合算した場合には、准看護師による訪問看護が含まれる場合には、当該訪問看護費は、准看護師による訪問看護費を算定する。</p> <p><input type="checkbox"/> 1人の看護職員又は理学療法士等（理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士をいう。）が訪問看護を行った後に、続いて他の職種（看護職員又は理学療法士等）が訪問看護を実施した場合（看護職員が訪問看護を行った後に続いて別の理学療法士等が訪問看護を行う場合など）は職種ごとに算定できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 1人の利用者に対して、連続して訪問看護を提供する必要性については、適切なケアマネジメントに基づき判断すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<p>(4) 末期悪性腫瘍又は厚生労働大臣の定める疾病（以下に記載）の患者については、訪問看護費ではなく、医療保険で請求しているか。</p> <p>※多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ステージ3以上で生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限り）、多系統萎縮症（線索体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイドレーカー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頭髄損傷、人工呼吸器を使用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<p>(5) 精神科訪問看護・指導料又は精神科訪問看護基本療養費の算定に係る医療保険による訪問看護（以下「精神科訪問看護」という。）の利用者は、医療保険の対象になるため、同一日に介護保険の訪問看護費を算定していないか。</p> <p>※月の途中で利用者の状態が変化したことにより、医療保険の精神科訪問看護から介護保険の訪問看護に変更、又は介護保険の訪問看護から医療保険の精神科訪問看護に変更することは可能であるが、こうした事情によらず恣意的に変更することはできない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
3 20分未満の訪問の算定 【指定訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合】 平成12老企第36号第2の4(3) 【介護予防も含む】 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1 第2の3(3)	<p>(1) 20分未満の訪問看護は、短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対し、日中等の訪問看護における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提として行われるものであることから、居宅サービス計画又は訪問看護計画において20分未満の訪問看護以外に20分以上の保健師又は看護師による訪問看護を週1回以上含む設定がされているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<p>(2) 訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届け出を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
4 居宅サービス計画上准看護師の訪問看護が予定されている場合に看護師等により訪問看護が行われた場合の取扱 平成12老企第36号第2の4(8) 【介護予防も含む】 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1 第2の3(7)	<p>【指定訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合】</p> <p>(1) 居宅サービス計画上、准看護師の訪問が予定されている場合に、事業所の事情により准看護師ではなく保健師又は看護師が訪問する場合には、准看護師が訪問する場合の単位数（所定単位数の100分の90）を算定しているか。</p> <p>(2) 居宅サービス計画上、保健師又は看護師が訪問することとされている場合に、事業所の都合により准看護師が訪問する場合については、准看護師が訪問する場合の単位数を算定しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<p>【指定訪問看護ステーションの場合】</p> <p>(1) 居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により理学療法士等が訪問する場合については、理学療法士等の場合の所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 居宅サービス計画上、理学療法士等が訪問することとされている場合に、事業所事情により准看護師が訪問する場合については、理学療法士等の所定単位数を算定しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
5 理学療法士等の訪問について 【指定訪問看護ステーション】 平成12老企第36号第2の4(4) 【介護予防も含む】 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1 第2の3(4)	<p>(1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護師等の代わりに訪問させるという位置づけのものとなっているか。</p> <p>(2) 言語聴覚士による訪問において提供されるサービスは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師法の規定に関わらず業とすることができることとされている診療の補助行為に限っているか。</p> <p>(3) 理学療法士等による訪問看護は、1回当たり20分以上訪問看護を実施することとし、1人の利用者につき週に6回を限度としているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3

項目	内容	適	不適	非該当	行政確認欄
	(4) 理学療法士等が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(5) 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、毎回の訪問時に記録した訪問看護記録書等を用い、当該事業所の看護職員及び理学療法士等で利用者の状況、実施した内容を共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員（准看護師を除く。）と理学療法士等が連携して作成しているか。 また、主治医に提出する計画書及び報告書は理学療法士等が実施した内容も一体的に記載し、報告書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(6) 複数の訪問看護事業所から訪問看護を受けている利用者については、計画書及び報告書の作成にあたっては複数の事業者間で十分な連携を図って作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(7) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行っているか。  ※「訪問看護サービスの利用開始時」とは、利用者が過去2月間（暦月）において当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合、新たに訪問看護計画書を作成する場合をいう。  ※「訪問看護サービスの利用開始時」については、利用者の心身の状態等を評価する観点から、初回の訪問は理学療法士等の所属する訪問看護事業所の看護職員が行うことを原則とする。  ※「定期的な看護職員による訪問」については、少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は当該事業所の看護職員による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行うものとする。なお、当該事業所の看護職員による訪問については、必ずしもケアプランに位置づけ訪問看護費の算定までを求めるものではないが、訪問看護費を算定しない場合には、訪問日、訪問内容等を記録すること。  ※「利用者の状態の変化に合わせた定期的な訪問」とは、主治医からの訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等の際に訪問することをいう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>6 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携</b> 平成12老企第36号第2の4(5) <b>【指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合】</b>	(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行い、かつ、連携する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の名称等の必要事項を届け出ている指定訪問看護事業所において、通院が困難な利用者に対して、その主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護事業所の看護師等が指定訪問看護を行った場合に算定しているか。 (ただし、准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届け出をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 保健師、看護師又は准看護師が、要介護状態区分が要介護5である利用者に対して指定訪問看護を行った場合、1月につき800単位を所定単位数に加算することとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(4) 1人の利用者に対し、1の指定訪問看護事業所が訪問看護費を算定している場合には、別の指定訪問看護事業所は、当該訪問看護費を算定していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬は、次のような場合には日割り計算を行っているか。  1.月の途中から訪問看護を利用した場合又は月の途中で訪問看護の利用を終了した場合 2.月の途中で短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用した場合 3.月の途中で要介護5から他の要介護度に変更となった場合、及び他の要介護度から要介護5に変更になった場合 4.途中で、末期の悪性腫瘍又は別に厚生労働大臣が定める疾病の状態（2 所要時間の取扱い④の※を参照）となった場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>7 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い</b> 平成12老企第36号第2の4(19) <b>【介護予防も含む】</b> 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1 第2の3(17)	【指定訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合】  指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、当該指示の日から14日間に限って、訪問看護費を算定していないか。  ※当該特別な指示があった場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となる。  ※医療機関の訪問看護の利用者について、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要があって、医療保険の給付対象となる場合には、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等について診療録に記載しなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	【指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合】  主治医（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、当該指示の日数に応じて、1日につき97単位を所定単位数から減算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3

項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
<b>8 早朝・夜間・深夜加算</b> <b>【指定訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合】</b> 平成12老企第36号第2の4(9) <b>【介護予防も含む】</b> 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1第2の3(8)	早朝・夜間・深夜加算は、サービス提供の開始時刻が加算の対象の時間帯にある場合に、算定しているか。 ○所定単位数に加算する単位数 □早朝（午前6時から午前8時）：1回につき所定単位数の100分の25 □夜間（午後6時から午後10時）：1回につき所定単位数の100分の25 □深夜（午後10時から午前6時）：1回につき所定単位数の100分の50 ※居宅サービス計画又は訪問看護計画、サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定するものであり、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合において算定していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>9 複数の看護師等による訪問看護の取扱い</b> <b>【指定訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合】</b> 平成12老企第36号第2の4(10) <b>【介護予防も含む】</b> 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1第2の3(9)	(1) 同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったとき又は看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったときは、次に掲げる区分に応じ、1回につきそれぞれの単位数を所定単位数に加算しているか。 ○ 複数名訪問加算（Ⅰ） …複数名の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 (一)所要時間30分未満 254単位 (二)所要時間30分以上 402単位 ○ )複数名訪問加算（Ⅱ） …看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合 (一)所要時間30分未満 201単位 (二)所要時間30分以上 317単位 ※複数名訪問加算(Ⅰ)で訪問を行うのは、兩名とも看護師等であることとし、複数名訪問加算(Ⅱ)で訪問を行うのは、1人が看護師等であり、同時に訪問する1人が看護補助者であることとする。 ※複数名訪問加算(Ⅱ)の看護補助者は、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に療養生活上の世話の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等の看護業務の補助を行う者のことであり、資格は問わないが、秘密保持や安全等の観点から、訪問看護事業所に雇用されている必要がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 次のいずれかに該当しているか。 イ 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる ハ その他利用者の状況から判断して、イ又はロに準ずると認められる ※1人で看護を行うことが困難な場合に算定を認めるものであり、これらの事情が無い場合に、単に2人の看護師等（内1人が看護補助者の場合を含む。）が同時に訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>10 長時間訪問看護加算</b> <b>【指定訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合】</b> 平成12老企第36号第2の4(11) <b>【介護予防も含む】</b> 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1第2の3(10)	特別な管理を必要とする利用者（以下のいずれかに該当する状態にあるものに限る。）に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に引き続き指定訪問看護を行う場合であって、当該指定訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となるときは、1回につき300単位を所定単位数に加算しているか。 ※ケアプラン上1時間30分以上の訪問が位置付けられていなければ算定できない。 ※保健師又は看護師が行う場合であっても、准看護師が行う場合であっても、同じ単位数を算定するものとする。 【特別な管理を必要とする利用者（厚生労働大臣が定める状態）】 イ 医療診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は留置カテーテルを使用している状態 ロ 医療診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ニ 真皮を越える褥瘡の状態（NPUAP分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類D3～5に該当する状態） ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態（主治の医師が点滴注射を週3日以上行う必要がある旨の指示を当該事業所に対して行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>11 同一建物に居住する利用者に対する減算</b> <b>【指定訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合】</b> 平成12老企第36号第2の4(12) <b>【介護予防も含む】</b> 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1第2の3(11)	(1) 指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（1月当たりの利用者が、同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する場合を除く。）又は当該事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 (2) 事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数に100分の85に相当する単位数を算定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</b> 平成12老企第36号第2の4(15) <b>【介護予防も含む】</b> 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1第2の3(14)	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービスを行った場合に1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携の場合は1月につき同単位数を加算） ※「厚生労働大臣が定める地域」は「平成21年3月13日 厚生労働省告示 第83号の二」を参照	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3

項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
<b>13 緊急時訪問看護加算</b> 平成12老企第36号第2の4(16) 【介護予防も含む】 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1 第2の3(15)	(1) 市長へ届出の上、算定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 利用者の同意を得て、24時間連絡可能な体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合にそれぞれの単位数を所定単位数に加算しているか。  【単位数】 訪問看護ステーションの場合 574単位/月 医療機関の場合 315単位/月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(4) 緊急時訪問看護加算を介護保険で算定した場合、同月に次の加算を算定していないか。 <input type="checkbox"/> 介護保険の訪問看護における早朝・夜間・深夜加算（1月以内の2回目以降の緊急時訪問については除く。） <input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護における緊急時訪問看護加算 <input type="checkbox"/> 医療保険の訪問看護における24時間対応体制加算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(5) 当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合については、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数（准看護師の場合は所定単位数の100分の90）を算定しているか。 また、この場合、居宅サービス計画の変更を要する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(6) 利用者に当該加算を説明するに当たっては、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認しているか。  ※1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>14 特別管理加算</b> 平成12老企第36号第2の4(17) 【介護予防も含む】 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1 第2の3(16)	(1) 特別管理加算(I)について、医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合に、1月につき500単位を算定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 特別管理加算(II)について、次のいずれかに該当する状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合に、1月につき250単位を算定しているか。  ①医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態（NPUAP分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類D3～5に該当する状態） ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態（主治の医師が点滴注射を週3日以上行う必要がある旨の指示を当該事業所に対して行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態）  ※③の利用者に対して算定する場合は、週1回以上、褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価（褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット）を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア（利用者の家族等に行う指導を含む）について訪問看護記録書に記録すること。 ※④の利用者に対して算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、訪問看護記録書に点滴注射の実施内容を記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(4) 特別管理加算を介護保険で算定した場合、同月に次の加算を算定していないか。  ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護における特別管理加算 ②医療保険の訪問看護における特別管理加算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(5) 1人の利用者に対し、1か所の事業者により算定しているか。  ※2か所以上の事業者から訪問看護を利用する場合、その分配は事業所相互の合議に委ねられる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(6) 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診断を受けることができるよう必要な支援を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>15 ターミナルケア加算</b> 平成12老企第36号第2の4(18)	(1) 市長へ届出の上、算定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に、死亡月につき200単位を所定単位数に加算しているか。  ※ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も算定可。 ※ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定する。 ※末期の悪性腫瘍又は次のいずれかに該当する状態にある利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に1日以上ターミナルケアを行った場合も算定可。  【次のいずれかに該当する状態】 ①多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 ②急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3

項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
	(3) ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(4) 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(5) 1人の利用者に対し、1か所の事業者に限り算定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(6) 1の事業所において、介護保険又は医療保険の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定しているか。また、この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等を算定していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(7)ターミナルケア加算を介護保険で算定した場合、同月に次の加算を算定していないか。 □定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護におけるターミナルケア加算 □医療保険の訪問看護における訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(8) 次に掲げる事項を訪問看護記録書に記録しているか。 ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録 イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状況の変化及びこれに対するケアの経過についての記録 ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録  ※ウについては厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上に対応すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(9) ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>16 初回加算</b> 平成12老企第36号第2の4(21) 【介護予防も含む】 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1 第2の3(20)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき300単位を加算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>17-1 介護老人保険施設、介護療養型医療施設、介護医療院及び医療機関を退所・退院した日の訪問看護の取り扱い</b> 平成12老企第36号第2の4(20)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院及び医療機関を退所・退院した日については、厚生労働大臣が定める状態（10 長時間訪問看護加算【特別な管理を必要とする利用者】を参照）にある利用者又は主治の医師が退所・退院した日に訪問看護が必要であると認める利用者限り、訪問看護費を算定しているか。 ※短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）においても同様。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>17-2 介護予防短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）及び医療機関を退院した日の介護予防訪問看護の取扱い</b> 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1 第2の3(18)	介護予防短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）及び医療機関を退院した日については、厚生労働大臣が定める状態（10 長時間訪問看護加算【特別な管理を必要とする利用者】を参照）にある利用者又は主治の医師が退所・退院した日に介護予防訪問看護が必要であると認める利用者限り、介護予防訪問看護費を算定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>18 退院時共同指導加算</b> 平成12老企第36号第2の4(21) 【介護予防も含む】 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1 第2の3(21)	(1) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り、600単位を加算しているか。  ※「退院時共同指導」とは、当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。 ※「特別な管理を必要とする利用者」は、10 長時間訪問看護加算【特別な管理を必要とする利用者】を参照 ※退院時共同指導は、当該者又はその看護に当たる者の同意を得て、テレビ電話装置等を活用して行うこともできる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 2回の当該加算の算定が可能である利用者（(1)の特別な管理を必要とする利用者）に対して複数の訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 複数の訪問看護ステーション等が、退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関、介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の訪問看護ステーション等における退院時共同指導の実施の有無について確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(4) 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定していないか（(2)の場合を除く。）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(5) 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(6) 初回加算を算定する場合は、当該加算を算定していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3

項 目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
19 看護・介護職員連携強化加算 平成12老企第36号第2の4(23)	(1) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項又は同法附則第20条第1項の登録を受けた指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に対し社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為を円滑に行うための支援を行った場合、1月に1回に限り250単位を所定単位数に加算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 当該加算の算定に当たっては、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たん吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに、次の①又は②を行った場合に算定しているか。 ①訪問介護員等に同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認 ②利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議への出席 ※①又は②について、その内容を訪問看護記録書に記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(3) 訪問看護が24時間行える体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届出をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3



項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
	(4) 訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護員等と同行し、たんの吸引等の実施状況を確認する際、通常の訪問看護の提供以上に時間を要した場合であっても、ケアプラン上に位置づけられた訪問看護費を算定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(5) 当該加算は訪問介護員等のたんの吸引等の技術不足を補うために同行訪問を実施することを目的としたものではないため、訪問介護員等のたんの吸引等に係る基礎的な技術取得や研修目的で、訪問看護事業所の看護職員が同行訪問を実施した場合は、当該加算及び訪問看護費を算定していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
<b>20 看護体制強化加算</b> <b>【指定訪問看護ステーション、病院又は診療所の場合】</b> 平成12老企第36号第2の4(24) <b>【介護予防も含む】</b> 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1 第2の3(22)	(1) 市長へ届出の上、算定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	○訪問看護の場合 区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を算定しているか。				
	イ 看護体制強化加算（Ⅰ）… 550単位 (指定訪問看護ステーション) ①②③④の基準のいずれにも適合すること。 (病院又は診療所) ①②③ の基準のいずれにも適合すること。				
	① 算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	② 算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。				
	③ 算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上であること。				
	④ 当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等に規定する看護職員の占める割合が100分の60以上であること。ただし、指定介護予防訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における、当該割合の算定にあつては、指定訪問看護を提供する従業者と指定介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。				
	□ 看護体制強化加算（Ⅱ）… 200単位 次の基準のいずれにも適合すること。 (指定訪問看護ステーション) ① イ①、②及び④に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ② 算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。 (病院又は診療所) イ①及び②並びに□②のいずれにも適合すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	※利用者によって（Ⅰ）又は（Ⅱ）を選択的に算定することはできず、当該事業所においていずれか一方のみを選択し、届出を行うこと。				
	(2) 当該加算を算定するに当たり、当該事業所の看護師等が、加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
(3) 利用者の割合については、次の通り取り扱っているか。 □利用者数はそれぞれ実利用者数を用いる。 □実利用者数は、前6月間において、事業所において訪問看護を2回以上利用した者又は上記加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること。したがって、割合の算出において、利用者には、現に利用していない者も含むことに留意すること。 □断続的に所定の基準を維持していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3	
(4) 看護職員の占める割合の算出に当たっては、次の通り取り扱っているか。 □常勤換算方法により算出した前月（暦月）の平均を用いる。 □当該割合が100分の60から1割を超えて減少した場合（100分の54を下回った場合）にはその翌月から看護体制強化加算を算定できず、1割の範囲内で減少した場合100分54以上100分の60未満であった場合には、その翌々月から当該加算を算定できない（ただし、翌月の末日において100分の60以上となる場合を除く。）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3	
(5) 医療機関との連携のもと、看護職員の意向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3	
(5) イ①、②、④の割合、並びにイ③及び□②の人数について、継続的に所定の基準を維持しなければならない。その割合については、台帳等により毎月記録をし確認しているか。 ※所定の基準を下回った場合については、直ちに本加算を取り下げ届出を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3	

項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
【介護予防訪問看護の場合】	<p>1月につき100単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>次の基準のいずれにも適合する場合 (指定訪問看護ステーション) ①②③のいずれにも適合すること。 (病院又は診療所) ①②の基準に適合すること。</p> <p>①算定日が属する月の前6月間において、指定介護予防訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時介護予防訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。 ②算定日が属する月の前6月間において、指定介護予防訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。 ③当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等に規定する看護職員の占める割合が100分の60以上であること。ただし、指定介護予防訪問看護事業所が指定訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における、当該割合の算定にあつては、指定訪問看護を提供する従業者と指定介護予防訪問看護を提供する従業者の合計数のうち、看護職員の占める割合によるものとする。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
21 サービス提供体制強化加算	(1) 市長へ届出の上、算定しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
○指定訪問看護ステーション・病院又は診療所の場合 平成12老企第36号第2の4(25) 【介護予防も含む】 平成18老計発0317001号・老振発0317001号・老老発0317001号別紙1 第2の3(23)	<p>イ(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 6単位/回 下記①から④のいずれにも適合する場合に算定しているか。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3単位/回 下記①から③、⑤のいずれにも適合する場合に算定しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
○指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合(訪問看護のみ)	<p>ロ(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 50単位/月 下記①から④のいずれにも適合する場合に算定しているか。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 25単位/月 下記①から③、⑤のいずれにも適合する場合に算定しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<p>①事業所のすべての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。</p> <p>※看護師等ごとの研修計画には、資質の向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、看護師等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<p>②利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。</p> <p>※定期的な会議については、すべての看護師等が参加しなければならない。ただし、全員が一室に会して開催する必要はなく、いくつかのグループに分かれて開催することで差し支えない。</p> <p>※定期的とは、概ね1か月に1回以上開催されている必要がある。</p> <p>※会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。</p> <p>※会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。</p> <p>※「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」は、少なくとも次の事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。 ○利用者のADLや意欲 ○利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ○家族を含む環境 ○前回のサービス提供時の状況 ○その他のサービス提供に当たって必要な事項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<p>③事業所のすべての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施すること。</p> <p>※常勤、非常勤を問わず、すべての看護師等について、少なくとも年に1回以上、事業主の費用負担により実施しなければならない。 ※従業者が自己で健康診断を受けた場合は、その診断結果を入手することで差し支えない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3

項目	内 容	適	不適	非該当	行政確認欄
	<p>④当該事業所の看護師等の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>【割合の計算方法】            ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いること。            ※前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。            この場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに変更届を提出しなければならない。            ※したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。</p> <p>※勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。</p> <p>※同一の事業所において介護予防訪問看護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。</p> <p>※勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院等においてサービスを直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	<p>⑤当該事業所の看護師等の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>【割合の計算方法】            ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いること。            ※前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。            この場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに変更届を提出しなければならない。            ※したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。</p> <p>※勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。</p> <p>※同一の事業所において介護予防訪問看護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。</p> <p>※勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院等においてサービスを直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
22 サービス種類相互の算定関係 【介護予防も含む】	(1) 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護(法第8条第15項第1号に該当するものに限る。)、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問看護費は算定していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3
	(2) 同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合は、訪問サービスの所定単位数は算定していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2 3